

○独立行政法人国立科学博物館入館及び入園規程

平成21年9月25日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和5年3月9日
館 長 決 裁

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館上野本館（以下「上野本館」という。）、独立行政法人国立科学博物館筑波実験植物園（以下「植物園」という。）及び独立行政法人国立科学博物館附属自然教育園（以下「自然教育園」という。）の入館及び入園に関しては、この規程の定めるところによる。

(開館日及び開園日)

第2条 上野本館は、1月2日から12月27日まで、月曜日を除き開館する。ただし、次の各号に掲げる日は、休館する。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）が月曜日に当たるときは、その月曜日は開館し、その翌日の火曜日は休館する。
- 二 祝日法による休日が前号により休館すべき火曜日に当たるときは、その火曜日は開館し、その翌日の水曜日は休館する。
- 三 祝日法による休日が前号により休館すべき水曜日に当たるときは、その水曜日は開館し、その翌日の木曜日は休館する。

2 植物園及び自然教育園は、1月5日から12月27日まで月曜日を除き開園する。ただし、次の各号に掲げる日は、休園する。

- 一 前項各号に掲げる日。
- 二 祝日法による休日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は祝日法による休日に当たる場合を除く。）

3 独立行政法人国立科学博物館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開館及び開園し、又は休館及び休園することができる。

(開館時間及び開園時間)

第3条 上野本館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、新たに入館することができる時間は、閉館の30分前までとする。

- 2 植物園の開園時間は、午前9時から午後4時30分までとし、新たに入園することができる時間は、閉園の30分前までとする。
- 3 自然教育園の開園時間は、午前9時から午後4時30分までとし、午後4時以降は新たに入園することができないものとする。ただし、5月1日から8月31日までは開園時間を午後5時までとする。
- 4 館長は、必要があると認めるときは、前3項の時間を臨時に変更することができる。

(夜間天体観望公開)

第4条 上野本館及び植物園においては、夜間天体観望公開を実施することができる。

2 上野本館において夜間天体観望公開を実施する場合、公開時間は、原則として第1及び第3金曜日の約2時間とし、夏季(4月～9月)は午後7時30分から、冬季(10月～3月)は午後6時30分から開始する。

3 植物園において夜間天体観望公開を実施する場合、公開時間は、原則として第2土曜日の日暮から約2時間とする。

4 館長は、必要があると認めるときは、前2項の時間を臨時に変更することができる。
(入館料及び入園料)

第5条 上野本館の入館料は、次の表のとおりとする。

区 分	入 館 料	
	一 般	団 体
普通入館者	6 3 0 円	5 1 0 円
夜間天体観望公開入館者	3 2 0 円	
備考 一 この表中「普通入館者」とは、第7条第1項に規定する特別展入館料を支払った者以外の入館者をいう。 二 この表中「一般」とは、第4項に掲げる以外の入館者をいう。 三 この表中「団体」とは、一般の入館者で、20人以上の入館者をいう。		

2 植物園の入園料は、次の表のとおりとする。

区 分	入 園 料	
	一 般	団 体
普通入園者	3 2 0 円	2 5 0 円
夜間天体観望公開入園者	3 2 0 円	
備考 一 この表中「普通入園者」とは、第7条第1項に規定する特別展入園料を支払った者以外の入園者をいう。 二 この表中「一般」とは、第4項に掲げる以外の入園者をいう。 三 この表中「団体」とは、一般の入園者で、20人以上の入園者をいう。		

3 自然教育園の入園料は、次の表のとおりとする。

区 分	入 園 料
	一 般
普 通 入 園 者	3 2 0 円
備考 一 この表中「普通入園者」とは、第7条第1項に規定する特別展入園料を支払った者以外の入園者をいう。 二 この表中「一般」とは、第4項に掲げる以外の入園者をいう。	

4 次の各号に掲げる者については、入館料及び入園料を徴収しない。

- 一 幼児（小学校に就学する前の者をいう。）
- 二 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは高等専門学校の児童、生徒又は学生
- 三 館長が入館料及び入園料の免除を許可した者
（入館料及び入園料の免除日）

第6条 入館料及び入園料を免除する日については、次の各号のとおりとする。

一 次の表に掲げる日。

免除する日	対象施設	備 考
みどりの日 （5月4日）	植物園 自然教育園	普通入園のみ免除
国際博物館の日 （5月18日）	上野本館 植物園 自然教育園	普通入館及び普通入園のみ免除
文化の日 （11月3日）	上野本館 植物園 自然教育園	普通入館及び普通入園のみ免除

二 前号に掲げる国際博物館の日が休館日及び休園日に当たる場合は、別に定めるものとする。

三 その他館長が特に認めた日。

（特別展入館料及び入園料）

第7条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）が特別な料金を徴収して行う特別な展示（以下「特別展」という。）については、館長が別に定めるものとする。ただし、他者と共催して行う場合については、共催者と協議の上、別に定める。

2 特別展の入館料及び入園料を支払った者は、特別展以外の展示も観覧することができる。

（自然教育園入園定員）

第8条 自然教育園に入園定員を設け、その数は常時300人とする。また、団体の入園は、200人を限度とする。

2 自然教育園長は、次の各号に掲げる者を、200人を限度として優先的に入園させることができる。ただし、優先的に入園しようとする者は、入園希望の日の10日前までに申し込まなければならない。

一 学校その他教育、学術及び文化に関する団体等に属し、自然に関する調査研究を主たる目的とする者

二 自然に関する教育を園内で行うことを目的とする児童生徒等の団体

三 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員で、自然に関する研修を目的とする者

四 その他自然教育園長が適当と認める者。

3 入園定員を把握するため、自然教育園の入園者は、入園中、所定の入園証を表示し、退園の際、これを返却しなければならない。

4 自然教育園長は、やむを得ない事由があると認めるときは、入園定員を臨時に変更することができる。

（入館及び入園を許可しない者）

第9条 次の各号に該当する者に対しては、入館及び入園を許可しないことができる。

一 適当な指導者又は付添人のいない幼児

二 動植物又は危険物を館内及び園内に持ち込もうとする者

三 泥酔者等他の入館及び入園者に不快の感を与えると認められる者

四 その他上野本館においては館長、植物園においては植物園長及び自然教育園においては自然教育園長が不適当と認めた者

（禁止行為）

第10条 入館及び入園者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 物品を販売頒布すること。

二 許可を受けないで、興行を行い、又は集会を催すこと。

三 許可を受けないで、業として展示品等を撮影、模写（以下「撮影等」という。）すること。

四 許可を受けないで、土地、建物、池、沼、工作物、公衆の観覧に供する自然物等を占有すること。

五 撮影等が禁止されている展示品等を撮影等し、又は他の入館者の観覧に支障を来すと認められる撮影等をする事。

六 指定の場所以外で飲食及び飲酒すること。

七 たき火をし、又は指定場所以外で喫煙すること。

- 八 動植物又は建物、展示品、工作物若しくは備品等を汚損、破壊及び損傷すること。
- 九 許可を受けないで、動物を捕獲し、又は植物を採集すること。
- 十 立入禁止区域内に立ち入ること。
- 十一 運動競技等（走りまわる等の行為を含む）を行うこと。
- 十二 ごみ又は汚物を指定場所以外に捨てること。
- 十三 放歌、音響機器、楽器等による騒がしい行為をすること。
- 十四 その他上野本館においては館長、植物園においては植物園長及び自然教育園においては自然教育園長が不相当と認めた行為

2 前項各号に掲げる行為をした者又は職員の指示に従わない者は、館外及び園外に退去させることができる。

（損害賠償）

第 1 1 条 上野本館、植物園及び自然教育園の動植物又は建物、展示品、工作物若しくは備品等に損害を加えた者に対しては、損害賠償を請求することができる。

（招待券）

第 1 2 条 館長は、特別展の開催に当たり、関係者に特別招待券を発行することができる。

2 特別招待券の所持者は、有効期間内に限り、当該特別展を無料観覧することができる。

第 1 3 条 館長は、科学博物館の事業の普及、広報その他の目的により招待券を発行することができる。

2 招待券の所持者は、有効期間内に限り、特別展を除き、上野本館、植物園及び自然教育園を無料観覧することができる。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。